



空き家を改修する費用を補助します

【若者・移住者向け】

若者又は移住者が空き家バンク登録物件を購入し、その空き家を改修する費用の一部を補助します。

1 補助の内容

- 北上市の空き家バンク物件を購入し、増築、改築、リフォームをする費用の1/2の額

▷上限額100万円（子育て世帯の場合120万円）
*取得と改修の両方の補助を活用する場合、子育て世帯の上限額加算はいずれか一方

2 補助の対象者

- 次の全てに該当する方です。
 - (1) 若者世代（申請者又はその配偶者が満39歳以下）又は移住者（北上市に転入後4年以内）であること
 - (2) 改修する住宅に10年以上居住すること
 - (3) 市税の滞納がないこと
 - (4) 過去にこの補助金の交付を受けていないこと

3 補助の対象となる空き家

- 市の空き家バンクに登録されていて、かつ、市内の人口減少地域内にある空き家

【人口減少地域】

立花、更木、黒岩、口内、稲瀬、和賀、岩崎

4 補助の対象となる工事

- 次の全てに該当する工事です
 - (1) 居住するための増築、改築、リフォーム工事
 - (2) 市内に本支店・営業所がある建設業者による工事
 - (3) 申請年度の3月10日までに完了報告できる工事

【次の工事は補助対象外です。ご注意ください。】

- ・外構工事（敷地造成、門、塀等）
- ・附属施設の修繕、設置工事（物置、車庫等）
- ・商業店舗のための工事

5 申請受付期間

- 予算に達するまで



6 申請等の手続き

- 工事着工前に申請が必要です。ご注意ください。

補助金申請書類の提出（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付申請書
- (2) 空き家の売買契約書の写し
- (3) 世帯全員の住民票の写し
- (4) 工事契約書、工事内訳明細書等の写し
- (5) 工事施行前の写真
- (6) 確認済証の写し及び図面（建築確認が必要な場合）
- (7) 市税を滞納していないことの証明書 等



交付決定通知書の送付（市→申請者）

書類審査後、交付決定通知書を送付します



改修工事の着工、完了（申請者）

申請内容に変更があった場合は変更申請書を提出



補助金の請求（申請者→市）

【提出書類】

- (1) 補助金交付請求書、事業完了実績報告書
- (2) 工事費の領収書の写し
- (3) 対象空き家への住所変更後の世帯全員の住民票
- (4) 工事施行後の写真
- (5) 検査済証の写し（確認済証の交付があった場合）
- (6) 補助対象空き家の登記事項証明書の写し 等



補助金の交付（市→申請者）

適正と認められた場合、指定口座に補助金を振り込みます。

※詳細等、必ず交付要綱をご確認ください。

【申請窓口、お問い合わせ先】
北上市 都市計画課 住宅政策係
☎0197-72-8278

